

令和4年第10回堺市教育委員会議事録

開催日	令和4年9月12日(月)
場所	堺市役所 高層館 20階 第1特別会議室
会議種類	定例会
教育長の報告	①本市いじめ重大事態調査結果報告書の公表のあり方について
議案・報告	議案第17号 堺市教育委員会会議規則の一部改正について 議案第18号 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
教育長職務代理者	河盛幹雄委員
出席委員	宮本功委員 鈴木真由子委員 新谷奈津子委員 長田翼委員
事務局出席者	山崎久樹教育次長 長山秀基教育監 中山真裕美教委総務部長 橋本宏司教育政策課長 竹内新学校教育部長 川端一生生徒指導課長 富岡教職員人事部長 樋口信征教職員企画課長 至田義朋教育政策課長補佐 楠本奈央子教育政策課企画係長
署名委員	鈴木真由子委員 新谷奈津子委員
開会宣言	午前10時
河盛幹雄教育長職務代理者	これより、令和4年第10回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 本日、教育長が欠席のため、私が教育長職務代理者として、議事の進行を務めます。 傍聴の申し出がありますので、会議規則第15条の規定により、教育長職務代理者において、傍聴を許可します。 次に、教育政策課長補佐から、諸般の報告をします。
至田義朋教育政策課長補佐	報告いたします。 本日の会議には教育長が欠席されております。また、事務局におきましては、案件に関係する理事者全員が出席しております。
河盛幹雄教育長職務代理者	これより、本日の会議を開きます。 本日の議事録署名委員は、会議規則第17条第3項の規定によりまして、鈴木委員、新谷委員を指名します。 次に、さきにお配りしました、令和4年第9回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。
【教育長の報告①】	本市いじめ重大事態調査結果報告書の公表のあり方について
河盛幹雄教育長職務代理者	それでは、教育長の報告①「本市いじめ重大事態調査結果報告書の公表のあり方について」報告します。 いじめの再発防止といういじめ重大事態調査結果報告書を公表する意義を十分にふまえた、公表のあり方について公開・非公開の基本的な考え方や手順を整理し取りまとめましたので報告します。 詳細については、担当部長より説明します。
【説明】 竹内新学校教育部長	本市いじめ重大事態調査結果報告書の公表のあり方についてご説明いたします。 いじめの再発防止といういじめ重大事態調査結果報告書を公表する意義を十分にふまえた、公表のあり方について公開・非公開の基本的な考え方や手順を整理し、取りまとめたので報告します。

	<p>詳細については、資料1をご覧ください。</p> <p>まず、「いじめ重大事態調査結果報告書の公開・非公開の基本的な考え方について」は、次の2点がポイントです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新たに公開・非公開にかかる基本的な考え方を整理したこと。</li> <li>2. さらに、担当者による対応差や事務ミスが生じない事務手続きの統一化も図っていくこと。</li> </ol> <p>続いて、「いじめの重大事態 答申後～公表までの動き（手順）について」は、次の3点を念頭に置いています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 調査結果報告書のいじめ防止等対策推進委員会からの答申後から公表までの作業手順を整理したこと。</li> <li>2. こちらについても、担当者による対応差や事務ミスが生じない事務手続きの統一化も図っていくこと。</li> <li>3. いじめの被害を受けた児童生徒やその保護者に寄り添った丁寧な説明及び被害児童生徒・保護者と見解の相違とならないような手続きを追加し実践すること。</li> </ol> <p>今後の予定については、今後、いじめ防止等対策推進委員会から答申があった際には、今回取りまとめた基準や手順に則って対応したいと考えております。</p>
河盛幹雄教育長職務代理者	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件についてご質問・ご意見はありますか。</p>
新谷奈津子委員	<p>ご報告いただいた考え方や基準・手順については、異議ありません。</p> <p>資料1の参考資料P.9「いじめの重大事態調査結果報告書の取扱いについて」1つめに記載の「個人が特定され得る情報については、他人の権利利益を侵害することがないように、厳重に管理すること」についてです。「他人の権利利益を侵害することがないように」の文面だけを見ると、同意した保護者が判断しないといけないう文言になってしまっています。また、この文言は「目的」を示すものであり、2つめ・3つめの留意点にも同じことが言えるかと思うので、こちらの意図が誤解なく伝わるよう、表現についてご検討いただきたいと思っております。</p>
川端一生生徒指導課長	<p>ご意見いただいた件については、権利利益を侵害することがないように留意してまいりたいと考えております。</p>
河盛幹雄教育長職務代理者	<p>他にご質問・ご意見はありますか。</p> <p>ご質問、ご意見なしと認めます。</p>
【案 件】	<p>日程第1 議案第17号 堺市教育委員会会議規則の一部改正について</p>
河盛幹雄教育長職務代理者	<p>次に日程に入ります。</p> <p>日程につきましては、先にお示ししましたとおりです。</p> <p>日程第1「議案第17号 堺市教育委員会会議規則の一部改正について」を、議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説明】 橋本宏司教育政策課長	<p>「議案第17号 堺市教育委員会会議規則の一部改正について」ご説明いたします。</p> <p>本市では、現在、条例、規則等や慣行により押印又は署名を求めている申請書等のうち、押印については原則廃止し、署名については署名を求める実質的な必要性があるものを除き廃止する方針を掲げています。</p> <p>本件では、この方針を踏まえ、所要の改正を行うものでございます。</p> <p>改正の内容につきましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 点めに、教育委員会会議の議事録について、事務の効率化を図るため、署名を不要とする改正を行うもの</li> <li>2 点めに、請願について、行政手続きの簡素化を推進し、市民等の利便性の向上を図るため、署名を不要とする改正を行うものです。</li> </ol>

	施行期日は令和4年10月1日です。
河盛幹雄教育長職務代理人	説明が終わりました。本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。 よろしいでしょうか。 それでは、ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議はありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
【案 件】	日程第2 議案第18号 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
河盛幹雄教育長職務代理人	次に、日程第2「議案第18号 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。
樋口信征教職員企画課長	「議案第18号 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。 本件は、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」を踏まえ、本市教職員の特別休暇について所要の改正を行うものです。 その内容は、教職員の配偶者が出産する場合における子の養育のための特別休暇5日の取得対象期間について、現行は出産の日後8週間までであるところを出産の日以後1年まで取得できるように拡大するものです。 本規則は令和4年10月1日から施行するものです。
河盛幹雄教育長職務代理人	説明が終わりました。本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。 よろしいでしょうか。 それでは、ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議はありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
閉 会 宣 言	午前10時10分
河盛幹雄教育長職務代理人	ほかにご意見、ご質問ございませんか。 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。 これをもって、令和4年第10回教育委員会を閉会します。